

## 定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第2号議案	<p>1 件 名 茨城県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について</p> <p>2 提案理由等 教育委員会の権限に属する事務を教育長に専決させる要件の明確化を図るため、関係規定について所要の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 規則第2条に規定する教育長の緊急専決事務について、専決させる要件の明確化を図る。</p> <p>4 提 案 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第3号議案	<p>1 件 名 茨城県教育庁等事務専決規程の一部を改正する訓令について</p> <p>2 提案理由等 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、新たに生じた事務について、課長（課内室長を含む。）の専決事項としようとするもの。</p> <p>3 内 容 課長（課内室長を含む。）の専決事項として、次の事務を追加する（第15条第3項関係）。  「個人情報の保護に関する法律第68条の規定による漏えい等の報告及び通知」</p> <p>4 施 行 日 公布の日</p> <p>5 提 案 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第4号議案	<p>1 件 名 令和6年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校(後期課程)教科用図書の採択方針について</p> <p>2 提案理由等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律162号）第21条第6号の規定に基づき、茨城県教育委員会が県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）及び県立中等教育学校（後期課程）で使用する教科用図書を採択するための方針を、決定しようとするもの。</p> <p>3 内 容 方針は以下のものとする。  (1) 本県教育の目標の具現化を目指して採択に当たること。  (2) 各学校の教育課程並びに生徒の実態に即するものとする。こと。  (3) 各学校における教育上の種々の条件を考慮し、教科用図書の内容を十分に検討して適正を期すること。  (4) 学習内容の系統性を尊重して、継続的、発展的に学習できるように配慮すること。  (5) 採択に当たっては、公正確保に特に留意すること。</p> <p>4 提 案 課 学校教育部高校教育課</p>	資料 番号 ③